

とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領

（趣旨）

第1 鳥取県と県内全市町村が共同して実施する「とっとりビジネス人材移住支援事業等」（以下「移住支援事業等」という。）に関して、移住支援金の対象者となる東京23区からの移住就職者及び起業家への支援について基本的な事項を定める。

（事業の実施）

第2 鳥取県令和新时代創生戦略及び県内の市町村の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、鳥取県内における移住・定住の促進、中小企業等における人手不足の解消及び地域課題に対応した起業の促進に資するため、鳥取県と県内全市町村が共同して、移住支援事業等を実施する。

（地域再生計画の作成等）

第3 移住支援事業等を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、鳥取県と県内全市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、鳥取県が代表して行うものとする。

（移住支援事業等の概要）

第4 移住支援事業等の概要は、以下のとおりである。

1 移住支援金支給事業

鳥取県が行う2の求人紹介サイト運営事業又は3の起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業しようとする者が転居・就業又は起業・定着に至った場合に、鳥取県と居住地の市町村が協働して移住支援金を給付する。

2 求人紹介サイト運営事業

鳥取県が、都市部のビジネス人材（ビジネス経験や技能、専門性を有する人材）に対して訴求力の高いインターネットサイト（以下「求人紹介サイト」という。）を開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、当該求人紹介サイトにビジネス人材の求人情報の掲載を希望する県内中小企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告の求人紹介サイトへの掲載を行う。

3 起業支援事業

鳥取県は、社会的事業の起業を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに開業資金の一部について補助を行う。

（移住支援金支給事業）

第5 移住支援金支給事業は、次のとおり実施する。

鳥取県は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担い、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策との調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

1 移住支援金の支給

市町村は、（1）に定める要件を満たす者のうち、（2）、（3）、（4）又は（5）の要件を満たす就職又は起業をした者の申請に基づき、（6）に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては最大100万円、単身の場合にあっては最大60万円の移住支援金を支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤

の期間については、住民票を移す3カ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 鳥取県内の市町村に転入したこと。
- b デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定がされた後であって、この要領が施行された日以降に転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していたこと。
- c 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、この要領が施行された日以降に転入したこと。
- d 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(エ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他鳥取県及び移住先の市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

①一般の場合

就業先が、鳥取県が移住支援金の対象として第6に定める求人紹介サイトに掲載している求人であって、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が鳥取県内に所在すること。
- (イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト運営要領（以下、「運営要領」という。）」に定める移住支援金の対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (エ) 就業先の求人への応募日が、求人紹介サイトに当該就業先の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (オ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

②専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が鳥取県内に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

移住先の市町村において明確化した本事業に係る関係人口の定義に該当すること。

(5) 起業に関する要件

第7に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、申請書（様式1）、移住先の就業先の就業証明書（様式2）及び本人確認書類に加え、上記（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）又は（5）の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。

(イ) 支給方法

市町村は、（ア）の申請が上記（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）又は（5）の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式3）を交付し、移住支援金を支給するものとする。

2 移住支援金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして鳥取県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

3 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに鳥取県に共有することとする。また、鳥取県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村に共有することとする。

(求人紹介サイト運営事業)

第6 求人紹介サイト運営事業は、次のとおり実施する。

鳥取県は、戦略的な事業展開など攻めの経営や企業の成長拡大に向けて、専門的・技術的な知識、経験、資格等を有するビジネス人材を求める事業所の求人情報等を掲載する求人紹介サイトの開設及び運営を行う。

1 移住支援金の対象法人等の要件等

求人紹介サイトに掲載される求人であって、移住支援金の対象となる法人の要件、登録方法等については運営要領に定める。

2 市町村への情報共有

鳥取県は、求人紹介サイトの掲載事業者及び移住支援金の対象法人並びに掲載求人情報について、市町村に共有することとする。

(起業支援事業)

第7 起業支援事業は、次のとおり実施する。

鳥取県は、鳥取県内において、地域資源活用、中山間地域振興等の分野で地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業する者に対し、起業に要する経費の一部を起業支援金として交付する。

1 起業支援金の額 限度額 200 万円（対象経費の1／2以内）

2 対象事業の要件等

対象者、対象事業交付手続き等は「鳥取県地域課題解決型起業支援補助金交付要綱」等に定める。

(財源の負担割合)

第8 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5に定める移住支援金支給事業

移住支援金の地方負担については、鳥取県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、鳥取県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

2 第6に定める求人紹介サイト運営事業
事業費の地方負担については、鳥取県が負担する。

3 第7に定める起業支援事業
事業費の地方負担については、鳥取県が負担する。

(協力)

第9 鳥取県と市町村は、移住支援事業等を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第10 この要領及び要領に基づき鳥取県が別に定めるもののほか、移住支援事業等の実施に必要な事項は、鳥取県と県内市町村が協議して定める。

附 則

1 この要領は、令和元年8月5日から実施する。

2 令和元年度に限り、第5の1(2)中「求人紹介サイトに掲載している求人」とあるのは「求人紹介サイト(求人紹介サイト開設前にあっては、鳥取県立ハローワークホームページ内)に移住支援金対象として掲載している求人」、同(エ)中「求人紹介サイトに当該就業先の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「求人紹介サイト(求人紹介サイト開設前にあっては、鳥取県立ハローワークのホームページ)に当該就業先の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年度に限り、第5の1(2)中「求人紹介サイトに掲載している求人」とあるのは「求人紹介サイト(求人紹介サイト開設前にあっては、鳥取県立ハローワークホームページ内)に移住支援金対象として掲載している求人」、同(エ)中「求人紹介サイトに当該就業先の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「求人紹介サイト(求人紹介サイト開設前にあっては、鳥取県立ハローワークのホームページ)に当該就業先の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和3年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

〇〇市町村長 様

申請年月日 〇年〇月〇日

移住支援金交付申請書

とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「鳥取県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、〇〇市町村に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 〇〇市町村への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
(関係人口の場合のみ記載) 〇〇市町村が定める関係人口の定義に該当する。		A. 該当する		B. 該当しない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

申請に必要な書類

(1) 全員が提出必須の書類

- ☐ 写真付き身分証明書 (提示により本人確認できる書類)
- ☐ 申請書 (様式1、様式1別紙1、様式1別紙2)
(転入先での継続した居住・勤務意思などを確認できる書類)
- ☐ 移住元の住民票の除票の写し (移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)
- ☐ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
(確実に振込可能となる情報 (金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名) が確認できるものに限る。)

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類

- ☐ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等
(移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

- ☐ 開業届出済証明書等 (移住元での在勤地を確認できる書類)
- ☐ 個人事業等の納税証明書 (移住元での在勤期間を確認できる書類)

(4) 東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

- ☐ 卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類)
- ☐ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での勤務地、在職期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(5) 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

- ☐ 移住元の住民票の除票の写し
(申請者を含む2人以上の世帯員の移転元での在住地を確認できる書類)

(6a) 移住支援金 (就業の場合) 申請者のみ提出が必要な書類

- ☐ 就業先企業等の就業証明書 (様式2-1)

(6b) 移住支援金 (テレワークの場合) 申請者のみが必要な書類

- ☐ 所属先企業等の就業証明書 (自己の意思等を確認できる書類) (様式2-2)

(6c) 移住支援金 (起業の場合) 申請者のみ提出が必要な書類

- ☐ 起業支援金の交付決定通知書

(様式 1 別紙 2)

鳥取県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

鳥取県及び〇〇市は、鳥取県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、鳥取県及び〇〇市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

〇年〇月〇日

〇〇市町村長 様

所在地
事業者名 印
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
求人整理番号 (管理コード)	

鳥取県が実施する移住支援金支給事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、鳥取県及び〇〇市町村の求めに応じて、同鳥取県及び〇〇市町村に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

○年○月○日

○○ ○○ 様

○○市町村長

鳥取県が実施する移住支援金支給事業に係る移住支援金の交付決定通知書

とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 金○○○円

○振込予定日 令和○年○月○日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：○○

振込先口座番号（下3桁）：○○○

振込先口座名義：○○ ○○

(備考)

1 ○○市町村は、とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に○○市町村以外の市区町村に転出した場合：全額
- ・鳥取県地域課題解決型起業支援補助金の交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に○○市町村以外の市区町村に転出した場合：半額（就業の場合）
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

2 ○○市町村は、とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領の規定に基づき、移住支援金支給事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。